

無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
関東甲信越静岡	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9916	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
中部	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
近畿	名古屋法務局	052(952)8072	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
中国	富山地方法務局	076(441)6271	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東上生州町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
四国	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
九州・沖縄	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市母衣町50 松江法務総合庁舎
	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎※
九州・沖縄	高知地方法務局	088(822)3331	高知市柴田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市内城2-10-20 佐賀合同庁舎
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(219)2105	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎
宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	
那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間：平日9:00～17:00

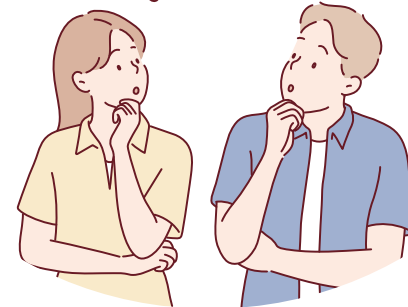
※令和7年7月頃に「徳島市徳島町2-17徳島法務総合庁舎」への移転を予定しています。 令和7年2月発行

無戸籍 法務省



出生届のことで悩んでいませんか？

子どもの戸籍をつくるために



大切な赤ちゃんのために
まずはご相談を。

法務局で相談できます

無戸籍 法務省



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

※子どもが生まれた場合、出生の届出をしなければならず（戸籍法49条1項、52条）、その届出が市区町村に受理された場合、その子は戸籍に記載されます。

出生届が

提出されないと、
その子には戸籍が
つくられません。

戸籍とは、人がいつ誰の子として生まれて、

いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの

身分関係を登録し、

その人が日本人であることを

証明する唯一のものです。



戸籍がないこと 無戸籍による 不利益は？

- 住民票やパスポートが原則つくられません。
(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。)
- 資格を取得するために、戸籍の証明を求められることがあります。
- 親の遺産を相続する場合、親子の証明ができないことがあります。

出生届のことで 次のような悩みを 抱えていませんか？

婚姻期間中に
夫以外の
男性との子を出産予定

離婚後300日以内に
前夫以外の
男性との子を出産予定

このような場合、法律上、夫又は前夫の子であると推定されるため、原則として、出生届には夫又は前夫を記載する必要があります。

そして、夫又は前夫の記載をためらわれてしまう方もおられます。

再婚後に生まれた子についてのルール変更

令和4年の民法改正により、令和6年4月1日以降に生まれた子については、離婚後300日以内の出産であっても、母が再婚している場合には、法律上、出生時まで再婚した男性の子であると推定されることとなります（出生届にも、原則として、前夫ではなく、再婚後の夫を記載します。）。

子の戸籍を つくるには？

1 夫又は前夫を 父とする出生届の提出

夫又は前夫を父として出生届を提出すれば子の戸籍はつくられますが、その子の父欄には夫又は前夫が記載されます。

子及び母も裁判手続が できるようになりました。

民法の改正の詳しい内容は
こちらをご覧ください。



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

2 夫又は前夫を 父としない出生届の提出

法律上、夫又は前夫が父として推定されているため、原則として、裁判手続によってその推定を否定した上で、出生届を提出することとなります*。

※離婚後に懐胎したことを医学的に証明することができるときは、前夫の子という扱いにはなりません。このような場合、出生届と共に医師が作成した一定の様式の説明書を提出する必要があります。

[こちらからダウンロードできます。]

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji137.html>

子の父欄に前夫は記載されず、前夫の戸籍に入ることありません。

これまで、夫のみが、父子関係を否認する裁判手続をすることができるとされてきましたが、令和4年の民法改正によって、令和6年4月1日以降に生まれた子については、子及び母も、この裁判手続をすることができるようになりました。

戸籍がなくてお困りの方をご存じの方からのご相談もお待ちしています。



お気軽に裏面の 無戸籍相談窓口にご相談ください。

- 夫又は前夫を記載しなくとも出生届を提出する様々な方法があります。
- あなたの事情をお聞きした上で、最善の方法をご提案します。
- 専門的な話も分かりやすく説明します。

子どもを無戸籍にしないために 解決策を一緒に考えましょう。

- 相談は無料です。
- 秘密は必ず守ります。